



年金

退職された方は、**国民年金の「種別変更」の届出が必要**です

国民年金の加入者は、職業などの違いに応じて、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3つの「種別」に区分されています。これまで厚生年金に加入されていた方は、第2号被保険者でしたが、退職にともない被保険者の「種別」が変わりますので国民年金の種別変更届が必要

です。退職したら、すぐに種別変更の手続きをするようにしてください。

第1号被保険者

自営業・農林漁業・学生・無職などの方

第2号被保険者

サラリーマンなど厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

退職して自営業や無職（求職中）になった方は、第1号被保険者になります。また、

扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も第3号被保険者から、第1号被保険者になります。

第1号被保険者の方は、月額14,100円(平成19年度)の国民年金保険料納付が必要です。

口座振替による保険料納付が大変便利です。

・所得の減少や失業などによって保険料の納付が困難な場合は、「国民年金保険料免除制度」「若年者(30歳未満)納付猶予制度」をご利用ください。

(一定の基準があります)
・申請の手続きは、役場町民課住民係の窓口又は松山西社会保険事務所で行ってください。

年金手帳・印鑑が必要です。
(失業の場合は「雇用保険受給資格者証」又は「離職票」の写しが必要です)

年金相談の時間延長と 休日相談のご案内

愛媛県内の社会保険事務所では、次のとおり、年金相談時間の延長及び休日における年金相談を実施しています。平日や昼間に相談できない

方は、ぜひご利用ください。

■ 毎週月曜日の時間延長の年金相談

毎週月曜日は、19時まで時間延長して、年金相談を実施しています。

(注) 月曜日が祝日の場合は、火曜日又は直後の開庁日となります。

■ 休日開庁による年金相談

毎月第2土曜日は、社会保険事務所を開庁して、年金相談を実施しています。

平日に来訪できない方は「休日開庁による年金相談」をぜひご利用ください。

(相談時間：8時30分～17時15分まで)
※ 受付時間：8時30分～16時30分まで

「年金相談の時間予約」を受け付けています

年金相談の待ち時間を解消するため、時間予約による年金相談を受け付けています。

あらかじめ、相談希望日の前日までに、ご都合のよい日、時間を電話などで社会保険事務所までお申込みください。

問い合わせ
松山西社会保険事務所
国民年金保険料課

税

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について

役場町民課住民係
☎ 925-5175
☎ 985-4106

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修を行った住宅について、1戸あたり100㎡分までを限度とし、翌年度分(1年度分のみ)の税額を3分の1減額します。(平成19年度地方税法改正による)

《要件》
1 平成19年1月1日以前から所有する住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの者が居住していること

- ① 改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の者
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けている者
- ③ 障害者

2 次の工事で、補助金などを除く自己負担が30万円以下

上のものであること

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床表面の滑り止め化

3 新築住宅などに対する軽減措置を受けてないこと

該当する場合は、改修工事後3か月以内に工事明細書や写真などの関係書類を添付して町に申請することが必要です。ので、お問い合わせください。

問い合わせ

役場税務課資産税係

☎ 985-4111

6月の納税

町県民税 第1期・全期

口座振替日は
6月25日(月)

※ 4月から農協の振替日が27日から25日へ変更になっています。

～ 税金で みんな笑顔の 町づくり ～